

補助者業務の見直し

現行の補助税理士制度は、いわゆる勤務税理士の立場を保障するたため、税理士法においてその法律関係を明確化したものであるが、税理士法第2条第3項は、「他人の求めに応じて」行う税理士業務の例外規定として、直接、納税者からの求めに応じないで、他の税理士又は税理士法人（以下「税理士等」）の補助者として業務に従事できるとの規定となっている。そこで、当該規定を生かし補助者としての業務を補助税理士に限定せず、すべての税理士に補助者として業務に従事することを認めることが適当である。

その上で、補助者の内、常時、他の税理士等に従事するものを補助税理士と位置づけ、他の税理士等が受任した業務について自らの名において税理士業務ができる規定を存置することが適当である。

1. 補助税理士制度の見直し

補助税理士制度の創設により、いわゆる勤務税理士の立場を税理士法上明確化することができたが、税理士であるにもかかわらず納税者から直接委嘱を受けられず、納税者が委嘱する税理士を選択する際に大きな制限を課すものとなり、多様なサービスの享受という点で競争原理が働かない側面を有してしまつた。また、全ての税理士が他人の求めに応じることができるといふ税理士制度において、業務執行の制限となつてしまひ、納税者の利便性を考えたとき、補助税理士も納税者から直接委嘱を受けることができ、制度とすることが必要であると思料される。ただ、補助税理士は、他の税理士等に常時従事していることから、単独で納税者から直接委嘱を受けると、従事する税理士等の事務所、従事時間外に業務を行うことになり、却つて納税者の利便を損なうことにもなりかねない。

したがつて、補助税理士については、従事する税理士等との共同受任の場合に限り、納税者から直接委嘱を受けることができることとする。

補助税理士が、共同受任であるにせよ納税者から直接委嘱を受けることとするため、納税者との法律関係を明確化するたために事務所設置義務を課すことが必要であり、事務所設置禁止規定を削除する。なお、設ける事務所の所在地は、常時従事する税理士等の事務所に限られる。

(1) 従事税理士との共同受任

補助税理士制度における業務形態並びに納税者や課税庁との責任関係を明確化するために、補助税理士の定義及びその業務形態について、税理士法に規定する。

そのうえで、補助税理士が、納税者から直接税理士業務の委嘱を受けることができなことを改め、従事する税理士等との共同受任の場合に限り、直接委嘱を受けることができることとする。

(2) 事務所設置義務

補助税理士の事務所設置禁止規定を削除し、事務所の設置義務を課すこととする。ただし、設置する事務所は、従事する税理士等の事務所内とする。

2. 補助者としての業務態様について

税理士法第2条第3項は、税理士が他の税理士等の補助者として業務に従事できることを規定しているものであり、当該補助者を補助税理士に限定する必要性はない。すべての税理士に補助者としての業務従事を認めることにより、新たに税理士資格を取得した者の業務確保が可能となり、その結果、税理士資格者間の競争原理を働かせることが可能となる。

ただし、補助者としての業務は、納税者の求めに応じて行う業務ではなく、復代理人の選任としての特別の委任（法31条2号）を受けていないため、直接、納税者の代理行為はできないこととする。これは、この規定を做った公認会計士法において、監査法人の補助者たる公認会計士は監査又は証明業務はできない（公認会計士法34条の12）ことと同様とするものである。

(1) 開業税理士等は、他の税理士等の補助者として税理士業務に従事できることとする。ただし、特別の委任を受ける復代理ではないため、直接、納税者の代理行為はできないものとする。

(2) 補助者としての税理士業務は、直接、納税者の代理行為はできないことから、補助者が作成した税務書類について納税者から直接委嘱を受けた税理士が、その責任を負うべきであり、納税者や課税庁に対しその責任を明確化することが必要である。

したがつて、補助者として税務書類等を作成した場合においても、納税者から委嘱を受けた他の税理士等が作成したものとみなし、署名押印義務を課すものとする。

(3) 補助者たる税理士として行った税理士業務の範囲において、個人としての不法行為を負うこととなるため、自らの責任の所在を明確にする必要がある。

したがつて、補助者として税理士業務に従事する場合には、税理士としての責任を明確にするため、委嘱者へ通知義務を課すこととする。

(4) 補助者として税理士業務を行う場合、当該他の税理士等の事務所において税理士業務を行えば、自己の事務所との二箇所事務所禁止の規定に抵触する虞がある。また、納税者との法律関係を明確にする上において、税理士の業務活動の本拠としての事務所は、一箇所に限定されるべきである。したがつて、補助者として他の税理士等の業務を行うことのできる者は、当該他の税理士等と共同で事務所を設置している者に限るものとする。

補助税理士制度の改正と新たな補助者制度の創設（現行制度・改正案対照表）

		現行制度	改正案
補助者の類型		補助税理士	補助税理士 開業税理士
補助者として従事する税理士等との雇用契約の有無		有	なし
事務所	設置義務の有無	なし(不可)	有
	設置場所	—	補助者として従事する税理士等の事務所所在地
	納税者との委嘱契約の有無	なし(不可)	なし(不可)
	代理権の有無	なし(納税者との契約関係がない以上当然)	なし
補助者業務	従事する税理士等による指揮命令の有無	有(従事する税理士等との雇用契約に基づく)	なし
	納税者への通知の要否	不要	必要
	納税者との委嘱契約の有無	なし(不可)	有
	代理権の有無	—	有
共同受任業務	共同受任する税理士等による指揮命令の有無	—	有
	納税者との委嘱契約の有無	なし(不可)	なし
	代理権の有無	—	有
	共同事務所を設置する税理士等の指揮命令の有無	—	なし
単独受任業務	共同事務所を設置する税理士等の指揮命令の有無	—	なし
	納税者との委嘱契約の有無	—	有
	代理権の有無	—	有
	共同事務所を設置する税理士等の指揮命令の有無	—	なし